

（一）要求書内容

- （一）給料一割五分値上げの事（一月十日迄は、前年度の賃額に付し）
- （二）勤務時間を従前の後三時迄とする事
（従前には二時迄であるが、三時迄とする）
休業時間午前八時～午後五時迄、午後五時～
- （三）疾病手当を支給する事
（病気欠勤の期間中に、一日以上三日以下は二割、三日以上十日以下は三割、十日以上一月以下は四割を支給する事）
- （四）解雇の事
（会社の都合により、従業員を解雇する時は工場法の規定に於て勤務年数一年以上六月以上は三十日、一年以上の者は三十日、一年未満の者は十日に付し）

（五）衛生設備の完全を図る事

（六）皆勤手当は、週間制とし、週に付し一日分を支給する事、遅刻十分までは免除する事、

（七）身二回定期昇給の事

（八）今回の争議に因り直接間接の理由によつて絶対に犠牲者を出さざる事、

右決議す

十三年六月十日

研究社整頓部職工一同

（二）右要求書に附帯條件として争議中の日給を支拂ふ事を、

明記し六月十日全従業員連署を以つて会社に提出す

会社（工場主任竹村専意に提請したり）は回答を十日前中と定む。

（2）経過